

養育費確保支援事業の実施について

1 報告趣旨

子どもの監護・教育のための資金となる養育費を確保し、離婚後のひとり親家庭の安定した生活と子どもの健全育成に資することを目的として、令和5年（2023年）1月から、養育費確保支援事業を開始するため報告する。

2 報告内容

（1）現状

ひとり親家庭は、非正規労働者の割合が高く収入が少ないなど、経済的基盤が弱く厳しい状況にある。更にコロナ禍においてその状況は悪化をたどっており、本市の令和4年度（2022年度）に実施した子どもの生活実態調査の中間報告においてもひとり親家庭の生活困難度はふたり親世帯と比較して高いことが示されている。また、国が平成28年度（2016年度）に実施した全国ひとり親世帯等調査の結果によると、別居親から養育費を受け取っている割合は、母子家庭において24.3%、父子家庭においては3.2%にとどまっている。

（2）これまでの対応と今後の対応

本市においては、平成28年度（2016年度）から弁護士による養育費等の無料法律相談を行っており、養育費はもとより、面会交流や親権、財産分与など離婚に関する相談について法的観点から助言する機会を設けているが、養育費についてはより一層家庭に応じた具体的な支援が求められている。

これらのことから、安定した養育費の支払いが履行され、子どもの未来に向けた生活基盤が確保できる環境づくりを支援するため、以下の内容の支援を実施する。

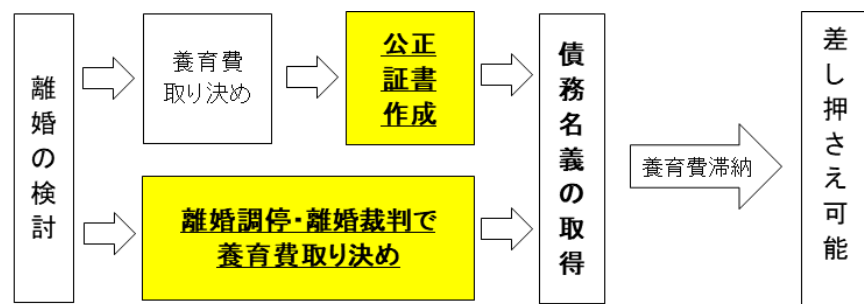
(3) 養育費確保支援事業の内容

養育費を適切に確保するため、取り決め段階からの支援を行い、公正証書を作成する費用等について補助するとともに、養育費が不払いとなった際に養育費の立替を行う保証会社の保証料を補助する。

ア 公正証書作成支援等補助

公正証書の作成手数料や、調停・裁判等での
収入印紙代等の補助

補助限度額 5万円

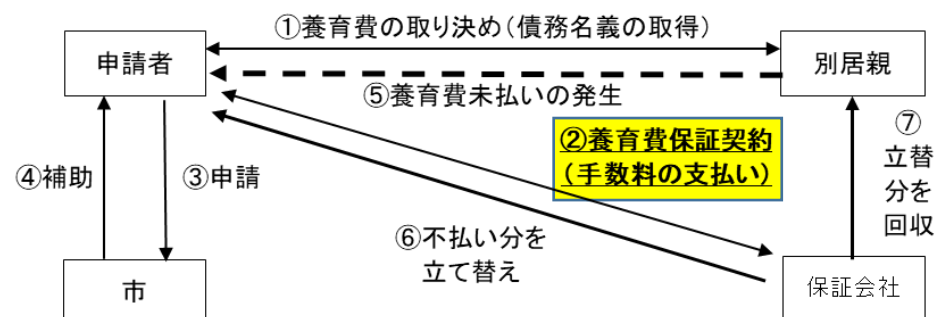


※下線部分の費用についての補助

イ 養育費保証契約保証料補助

対象者が契約した養育費保証契約の保証料の一部の補助

補助限度額 5万円



(4) 対象者等

ア 対象者 令和5年（2023年）1月1日以降公正証書等の費用や養育費保証契約保証料を支払ったひとり親家庭の親

イ 見込件数 公正証書作成支援等補助 10件 養育費保証契約保証料補助 10件 予算規模 1,000千円

(5) 財源

国補助 1/2

都補助 1/2 ※令和5年度（2023年度）以降は1/4（予定）

3 今後のスケジュール

令和5年（2023年）広報はちおうじ1月15日号及びひとり親家庭支援情報メールマガジン「はち☆エール」等にて周知予定